

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第八項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗に関する届出を変更する旨の届出について、縦覧に供する。

平成十四年五月十七日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 しんくらしきファッションモール
所在地 倉敷市新倉敷駅南第二土地区画整理第十一街区①②③⑤⑥⑦
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社しまむら
所在地 埼玉県さいたま市宮原町2丁目一九番四号
代表者の氏名 代表取締役 藤原 秀次郎
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 開店時、盆暮等の繁忙時は状況に応じ交通整理員を配置し、③出入口を使用する。また、閑散時にはチェーンを締め、使用できない状態にする。
 - (2) 廃棄物の運搬・処理委託について、廃棄物の種類に応じて適正な業者を選定し委託する。
 - (3) 商品搬入車及び廃棄物収集車等が路上駐車等を行わないよう指導徹底する。
 - (4) 屋外照明は、天体観測の妨げにならない照明を設置する。

二 届出年月日

平成十四年五月七日

三 縦覧の期間及び場所

- 1 縦覧の期間
平成十四年五月十七日から平成十四年九月十七日まで
- 2 縦覧の場所
岡山県商工労働部経営支援課及び倉敷地方振興局総務振興部総務振興課